

新 (R6. 10. 15 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">第2章 準拠する基準以外に定めるもの</p> <p>(積算工期)</p> <p>2. 6 積算工期の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>1 (1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 工期の補正</p> <p>①～⑧ (省略)</p> <p><u>⑨猛暑による作業不能日数を見込む。</u></p> <p>(とりこわし工事等 ※1)</p> <p>2. 7 その他工事の共通費の計上方法は次のとおりとする。</p> <p>1 一般工事にとりこわし工事等を含めて発注する場合 下請けとなる専門工事業者の共通費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をとりこわし工事等の直接工事費に見積りにより積み上げる。</p> <p>2 とりこわし工事等を単独で発注する場合 製造業者・専門工事業者の見積りにより、共通費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) をそれぞれ積み上げる。</p> <p>※1 <u>とりこわし工事</u> 特殊な室内装備品 (家具、書架及び実験台の類) 工事 造園工事 舗装工事</p> <p><u>さく井設備工事、等</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 単価及び数量の積算に係る注意事項</p> <p>2 1 <u>とりこわし工事 (解体工事)</u></p> <p>(1) 施工費等</p> <p>① <u>とりこわし工事</u>は分別解体とし、設計図書に分別解体を明示する。 また、分別の仕様については、建設リサイクル法による。</p> <p>② <u>とりこわし工事</u>単独発注の場合は、専門工事業者の見積りによる。(廃材処分料を除く)</p> <p>③ <u>とりこわし工事</u>の積算構成は次を標準とする。 (以下、省略)</p> <p>2 2 改修工事</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 石綿含有建材の除去工事</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">第2章 準拠する基準以外に定めるもの</p> <p>(積算工期)</p> <p>2. 6 積算工期の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>1 (1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 工期の補正</p> <p>①～⑧ (省略)</p> <hr/> <p>(とりこわし工事等 ※1)</p> <p>2. 7 その他工事の共通費の計上方法は次のとおりとする。</p> <p>1 一般工事にとりこわし工事等を含めて発注する場合 下請けとなる専門工事業者の共通費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をとりこわし工事等の直接工事費に見積りにより積み上げる。</p> <p>2 とりこわし工事等を単独で発注する場合 製造業者・専門工事業者の見積りにより、共通費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) をそれぞれ積み上げる。</p> <p>※1 <u>とりこわし工事</u> 特殊な室内装備品 (家具、書架及び実験台の類) 工事 造園工事 舗装工事</p> <p><u>とりこわし工事</u> さく井設備工事、等</p> <p style="text-align: center;">第3章 単価及び数量の積算に係る注意事項</p> <p>2 1 <u>取り壊し (解体) 工事</u></p> <p>(1) 施工費等</p> <p>① <u>取り壊し (解体)</u> 工事は分別解体とし、設計図書に分別解体を明示する。 また、分別の仕様については、建設リサイクル法による。</p> <p>② <u>取り壊し (解体)</u> 工事単独発注の場合は、専門工事業者の見積りによる。(廃材処分料を除く)</p> <p>③ <u>取り壊し (解体)</u> の積算構成は次を標準とする。 (以下、省略)</p> <p>2 2 改修工事</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 石綿含有建材の除去工事</p> <p>①～③ (省略)</p>

新 (R6. 10. 15 適用版)	現 行
<p>④石綿含有吹付け材の除去工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般工事での足場損料は、通常は元請けからの貸与となるが、石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者が足場材のメンテナンス等を行う場合は見積による。 養生、整理清掃片付けは、除去対象となる室及び負圧除じん装置の設置等にかかる費用は、安全衛生設備機器等に計上する。 <u>石綿含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。</u> 	<p>④石綿含有吹付け材の除去工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般工事での足場損料は、通常は元請けからの貸与となるが、石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者が足場材のメンテナンス等を行う場合は見積による。 養生、整理清掃片付けは、除去対象となる室及び負圧除じん装置の設置等にかかる費用は、安全衛生設備機器等に計上する。 <hr/>

新 (R6. 10. 15 適用版)		現 行	
参考資料		参考資料	
(基準等一覧)		(基準等一覧)	
2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。		2 準拠する基準等については、次表のとおりとする。	
基準等	適用年度 (版) 等	基準等	適用年度 (版) 等
(準拠する基準)		(準拠する基準)	
1 工事費の積算において、準拠する基準。		1 工事費の積算において、準拠する基準。	
(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 (統一基準)		(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 (統一基準)	
・公共建築数量積算基準	令和5年版	・公共建築数量積算基準	令和5年版
・公共建築設備数量積算基準	令和5年版	・公共建築設備数量積算基準	令和5年版
・公共建築工事標準単価積算基準	令和6年版	・公共建築工事標準単価積算基準	令和5年版
・公共建築工事共通費積算基準	令和6年版	・公共建築工事共通費積算基準	令和5年版
・公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)	令和5年版	・公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)	令和5年版
・公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)	令和5年版	・公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)	令和5年版
(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 (国土交通省資料)		(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 (国土交通省資料)	
・公共建築工事積算基準等資料	令和6年版	・公共建築工事積算基準等資料	令和5年版
・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和6年版	・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	令和5年版
(参考とする基準)		(参考とする基準)	
2 工事費の積算において、参考とする基準。		2 工事費の積算において、参考とする基準。	
・公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)	令和5年版	・公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)	令和5年版
・公共建築工事見積標準書式 (設備工事編)	令和5年版	・公共建築工事見積標準書式 (設備工事編)	令和5年版
・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例		・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例	
・公共建築工事積算研究会参考歩掛り	令和6年版	・公共建築工事積算研究会参考歩掛り	令和5年版
・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	令和6年版	・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	令和5年版
・工事費積算における数値の取扱い (例)		・工事費積算における数値の取扱い (例)	
・公共住宅建築工事積算基準	令和元年版	・公共住宅建築工事積算基準	令和元年版
・公共住宅電気設備工事積算基準	令和元年版	・公共住宅電気設備工事積算基準	令和元年版
・公共住宅機械設備工事積算基準	令和元年版	・公共住宅機械設備工事積算基準	令和元年版
(参考とすることができる解説等)		(参考とすることができる解説等)	
3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。		3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。	
・公共建築工事積算基準の解説 (建築工事編)	令和5年基準	・公共建築工事積算基準の解説 (建築工事編)	平成31年基準
・公共建築工事積算基準の解説 (設備工事編)	令和5年基準	・公共建築工事積算基準の解説 (設備工事編)	平成31年基準
・建築数量積算基準・同解説	令和5年版	・建築数量積算基準・同解説	令和5年版
・公共建築設備数量積算基準・同解説	令和6年版	・公共建築設備数量積算基準・同解説	平成29年版